



様式第 2 号

令和 5 年 1 1 月 8 日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 立憲民主・社民の会

代表者名 武井 誠

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和 5 年 1 0 月 1 0 日 (火) 午後 1 時 2 7 分～午後 3 時 3 0 分

2 参加者氏名

武井 誠	弓削勇人	中村拡史	

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3 階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「議会のコンプライアンスについて」

4 概要

別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告

1 日 時 令和5年10月10日（火）午後1時27分～午後3時30分

2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室

3 内 容 「議会のコンプライアンスについて」

(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。
説明は次のとおりである。

まず、議員として順守すべきコンプライアンスの意義については、法令遵守、具体的には地方自治法や会議規則委員会条例等の議会に関する法令の遵守を意味する。また、広義の意味においてコンプライアンスとは、倫理観や公序良俗などを含めた社会的規範を広く遵守し公正公平な業務を行うことを意味しており、政治倫理等の分野にまで幅広く及ぶものである。

議員は住民の信託を受け直接選挙で選ばれている。議員は常に内心の道徳的規範を遵守し、良識や常識を基本として、公平公正に業務に従事することが法律上想定されている。また、政治倫理は政治に関わるものの行為規範であり、道徳よりもむしろ法規範に近い問題となるとされる。

そもそも、会議規則などの規則に基づく形式において、議員は議会で自らの信条に従い、何物にも拘束されずに発言する権利を持つものであり、こうした「発言自由の原則」は保障される。しかし、例えば、地方自治法132条に規定されるように、議員は無礼の言葉を使用したり、他人の私生活に関する言論を禁じられている。ここで、無礼の言葉とは、議員が議事に関係のない個人的な問題を取り上げて、議案や政策など業務に関する範囲又は議員としての職務上必要な限度を超えて関係者個人の正常な感情を反発するような発言のことであるとされる。こうした発言により、刑法上の名誉棄損罪（刑法230条）や侮辱罪（231条）、また民法上の責任として不法行為による損害賠償責任を負う危険性もある。

例えば近年では、情報社会の進展に伴い、議員が活動の報告などの手段の一つとしてSNSを活用することは多い。こうした社会情勢の中で、SNSなどによる議会外での不適切な言動について、奈良県議会議員によるSNSの個人情報漏洩問題や、議員のSNSの利用が問題となり辞職勧告に至るケースなどが見られ、議員として議会内の議員活動のみならず、議会外においても議員としての道徳的規範を常に遵守し続けることが求められて

いる。

また、不穏当発言については、どのような発言が不穏当発言とされるかという判断基準は、無礼な発言、個人の私生活に関する発言、発言の根拠が不明確な発言や虚偽の発言、基本的人権を侵害する発言などを含めて、各自治体、議会によりその判断基準は異なり、議員のそれまでの発言内容、活動の態様、議会構成、発言時の状況や経緯など諸般の事情を総合的に考慮した上で判断される。

不穏当発言と併せて、不規則発言については、これは議長の許可に基づかない発言であり、議会審議を活性化するやじや拍手などは一部黙認される場合があるが、他方明らかに人格等に対する誹謗中傷など品位を欠く発言は認められない。

そして、不穏当発言に対する議会の対処の方法としては、1. 地方自治法133条による侮辱に対する処分要求、2. 地方自治法134条による懲罰、3. 刑事または民事による訴訟などが挙げられる。

また、懲罰については、その意義は議会の秩序を乱す議員への制裁と定義され、自治法並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員が対象となり、議会外での活動は対象とはならないとされる。懲罰の種類としては、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、除名という4種類の懲罰がある。懲罰動議の提出要件は議員定数の8分の1以上の発議で、出席議員の過半数で懲罰が決定される。ただし、除名処分の場合には議員定数の3分の2以上の議員の出席及び出席者の4分の3以上の同意を要するものとされる。

議員のコンプライアンスは、議会内外において高い倫理性を保持しながら市民福祉向上に向けて活動するためには必要不可欠の条件である。円滑な議会運営は市民福祉向上に資するものであり、議会の秩序を保持し円滑な議事運営がなされることが求められている。

5 感想・所見

議員のコンプライアンスは、議会の内外において議員が常に高い倫理性を保持しながら公平公正に市民福祉向上のために職務に従事するために必要不可欠の条件である。議会の円滑な議事運営は市民福祉向上に繋がるものであり、議員として議会の秩序を保持し円滑な議事運営を実現するため、今回の研修会において学び得た知見を今後の議会活動において活用して参りたい。